

令和4年(行ツ)第318号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求上告事件
上告人(一審原告) 内山靖英
被上告人(一審被告) 愛知県(処分行政庁:愛知県公安委員会)

答弁書

令和6年2月19日

最高裁判所第三小法廷 御中

被上告人指定代理人 春名茂
松本真
藤澤裕介
田原昭彦
伊東真依
西村常樹
宮田大治
濱崎貴弘
石脇大輔
安田裕子

小島寿一

安藤美里

神代和彥

中根彰宏

元田秀策

道琢悠

藤原祐介

伊藤暢浩

村田友長

(目次)

第1 上告の趣旨に対する答弁	6
第2 事案の概要等	6
1 事案の概要	6
2 前提となる事実関係	6
3 原判決の要旨（本件上告に関係する部分に限る。）	7
4 上告人の上告理由の要旨	11
(1) 自らの意思や努力により変更することのできない性別又は性的指向に基づく別異取扱いをすべき合理的理由が存在しないこと	11
(2) 本件別異取扱いによる被侵害権利利益が重大であり広範な立法裁量を認めることはできないこと	12
(3) パートナーが殺害された場合に同性間の共同生活関係を異性間の共同生活関係と同等に取り扱うべきとする社会的な意識が醸成されていること	12
5 被上告人の主張の要旨	13
(1) 犯給法5条1項1号の規定が憲法14条1項に違反するものではないこと	13
ア 憲法14条1項適合性の判断枠組み	13
イ 犯罪被害給付制度の目的	13
ウ 犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定については、立法府に広範な裁量が認められること	14
エ 犯給法5条1項1号の立法目的に合理性があること	14
オ 本件別異取扱いが犯給法5条1項1号の立法目的達成の手段・方法として合理性を有すること	15
カ 犯給法5条1項1号は憲法14条1項に違反するものではないこと	16
(2) 上告人の上告理由の主張には理由がないこと	16

第3 犯給法5条1項1号の規定は憲法14条1項に違反するものではないこと	17
1 はじめに	18
2 犯罪被害給付制度の目的に照らせば、同制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定について立法府の広範な裁量が認められること	18
(1) 憲法14条1項適合性の判断枠組み	18
(2) 犯罪被害給付制度の目的	18
ア 犯罪被害給付制度創設の経緯	19
イ 犯罪被害給付制度の目的	19
ウ 犯罪被害給付制度に基づく給付金の性格	21
(3) 犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定については、立法府に広範な裁量が認められること	22
3 犯給法5条1項1号は憲法14条1項に違反するものではないこと	23
(1) 犯給法5条1項1号の立法目的に合理性があること	23
(2) 本件別異取扱いが犯給法5条1項1号の立法目的達成の手段・方法として合理性を有すること	24
(3) 小括	26
第4 上告人の上告理由の主張には理由がないこと	27
1 自らの意思や努力により変更することのできない性別や性的指向に基づく別異取扱いをすべき合理的理由が存在しないという主張について	27
(1) 上告人の主張	27
(2) 被上告人の反論	28
ア 犯給法及び同法5条1項1号の立法目的に照らし、それを達成する手段・方法として、同号が遺族給付金の受給権者の範囲に同性間の共同生活関係を含めないことが合理性を有するものであること	28
イ 憲法24条を含む他の多数の法令において規定されている同様又は類似	

の規定の解釈とも整合するものであること	29
2 本件別異取扱いによる被侵害権利利益が重大であるという主張について	30
(1) 上告人の主張	30
(2) 被上告人の反論	30
ア 犯罪被害給付制度に基づく給付金の性格が一種の見舞金的な性格を有するものであること	30
イ 数次の犯給法の改正によっても、見舞金的な性格に変わりがないこと	31
3 パートナーが殺害された場合に同性間の共同生活関係を異性間の共同生活関係と同等に取り扱うべきとする社会的な意識が醸成されていたという主張について	32
(1) 上告人の主張	32
(2) 被上告人の反論	32
第5 結語	33

被上告人（一審被告）は、上告の趣旨に対する答弁をした上で、上告人（一審原告）の令和4年1月2日付け上告理由書（以下「上告理由書」という。）に対し、必要な限度で反論する。

なお、略称等は、本書面で新たに用いるもののほか、原判決の例による（参考として、末尾に略称語句使用一覧表を添付する。）。

第1 上告の趣旨に対する答弁

- 1 本件上告を棄却する
 - 2 上告費用は上告人の負担とする
- との判決を求める。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、上告人（男性）が、同居生活を継続していた男性（本件被害者）が上告人と交際中の別の男性（本件加害者）によって殺害された犯罪被害について、犯給法5条1項1号の「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」に該当する、同項柱書きの「遺族」であると主張して、愛知県公安委員会に対して遺族給付金（同法4条1号）の支給についての裁定の申請（本件申請）をしたところ、同委員会から、同法5条1項1号所定の犯罪被害者の配偶者とは認められないとして、同支給をしない旨の裁定（本件処分）を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

原判決は、上告人の請求を棄却した第1審判決に対する上告人の控訴を棄却したところ、上告人は、これを不服として本件上告をした。

2 前提となる事実関係

原審が認定した事実は、以下のとおりである。

(1) 上告人は、昭和50年生まれの男性であり、本件被害者は、昭和37年生まれの男性である。上告人と本件被害者は、平成6年頃に知り合って交際するようになり、その頃から同居して生活していた。

(以上につき、原判決3ページ、第一審判決2ページ)

(2) 上告人と交際していた男性である本件加害者（昭和48年生まれ。甲第1号証）は、平成26年12月22日、上告人と本件被害者との関係が継続しているために上告人を独り占めすることができないなどと考えて、本件被害者に対して殺意を抱き、上告人及び本件被害者の居宅（本件居宅）において、本件被害者の左胸部を、持っていた洋出刃包丁で1回突き刺すなどし、本件被害者を出血性ショックにより死亡させた。

本件加害者は、平成28年5月24日、名古屋地方裁判所において、上記殺害行為（本件殺害行為）等につき、懲役14年の有罪判決を受け、同判決は、控訴されることなく確定した。

(以上につき、原判決3ページ、第一審判決3ページ)

(3) 上告人は、平成28年12月12日、愛知県公安委員会に対し、犯給法5条1項1号所定の犯罪被害者の配偶者に当たるとして、同法4条1号所定の遺族給付金の支給についての裁定の申請（本件申請）をした。

愛知県公安委員会は、平成29年12月22日付けで、本件申請につき、遺族給付金を支給しない旨の裁定（本件処分）をした。

上告人は、平成30年3月16日、国家公安委員会に対して審査請求をしたが、これまで、当該審査請求に対する裁決はされていない。

上告人は、同年7月9日、本件訴えを提起した。

(以上につき、原判決3ページ、第一審判決3ページ)

3 原判決の要旨（本件上告に關係する部分に限る。）

(1) 遺族給付金の支給を受けることができる遺族や支給を受けるべき遺族の順位を定める犯給法5条1項、3項においては、死亡した者との親族關係の遠

近の程度について民法上の概念を用いて定められている。そして、同条1項1号においても、「配偶者」、「婚姻の届出」、「婚姻関係」という民法上の婚姻に関する概念により定められているところ、民法上は法律婚主義が採用されているから（739条1項）、同号括弧書きの「婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」との定めについて、民法上の婚姻の届出をすること自体が想定されていない同性間の関係にあつた者も含まれ得るとすることは、条文の解釈から逸脱するものといわざるを得ない（原判決13及び14ページ）。

犯給法5条1項1号の「事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」との定めについて、同性間の共同生活関係を含むと解することについては慎重にならざるを得ず、犯給法自体の定めの中に、他の法体系とは異なって同性間の共同生活関係を含むと解釈すべき手掛かりも見当たらない以上、上記「事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」の定めにつき、同性間の共同生活関係を含むと解釈することはできないといわざるを得ない（原判決18ページ）。

(2) 犯給法は、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者（遺族等）の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に犯罪被害者給付金を支給するものであり（1条、3条）、このような制度は、重大な経済的又は精神的被害を受けた遺族等が発生した場合には当該遺族等を救済すべきとする社会一般の意識が生じ、他方で実際上不法行為制度の下での損害賠償等により救済を受けられない場合が多い中で、その状況を放置した場合には法秩序に対する国民の不信感が生ずることから、社会連帯共助の精神に基づき、租税を財源として遺族等に一定の給付金を支給し、遺族等の経済的又は精神的な被害を緩和するとともに、国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とするものと解される（原

判決22ページ)。

このように、犯罪被害給付制度における犯罪被害者給付金は、損害の填補自体を主たる目的とするものではなく、税金を財源として、社会連帯共助の精神に基づき、国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものと解するのが相当である。犯罪被害者又はその遺族が、発生した損害額にかかわらず、その一部でも損害の填補を受けた場合には、その価額の限度において、犯罪被害者給付金を支給しないこととされているが(犯給法8条1項参照)、この趣旨は、一部でも損害の填補を受ければ、損害額全体の填補を受けていなくても、その限度において見舞金的な性格を有する給付金を支給する必要性がなくなるためであると解される(原判決23ページ)。

平成20年法律第15号による改正で、犯給法の目的の1つとして、犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現が明記され(1条)、自動車損害賠償責任保険制度を踏まえた給付金の引上げがされたことからすれば、犯罪被害給付制度において、不法行為制度による損害賠償の補完としての側面がより充実されたといえるし、その意味で犯罪被害者等の権利利益をより擁護する方向への改正がされたといえる。しかしながら、こうした改正経過を踏まえても、犯罪被害者給付金は、犯罪被害者等が受けた損害の完全な填補を目的とするものではないから、社会連帯共助の精神に基づき、国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものであるという、制度開始当初からの犯罪被害給付制度の趣旨自体が変更されたと捉えることはできない(原判決23及び24ページ)。

- (3) 犯罪被害給付制度における犯罪被害者給付金は、損害の填補自体を主たる目的とするものではなく、国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものであるから、同給

付金の受給権者の範囲や給付要件等については、その制度趣旨から直ちに導かれるものではなく、国民感情を含めた社会状況等、国の財政事情等を踏まえて、立法府に合理的な範囲の裁量判断が認められると解され、立法府に与えられた裁量権を考慮しても、同性間の共同生活関係にある者と異性間の共同生活関係にある者とで遺族給付金の支給につき別異の取扱いがされていることについて、犯給法5条1項1号の立法目的に合理的な根拠がなく、又は、その手段・方法の具体的な内容が立法目的との関連において不合理なものといわざるを得ないような場合には、憲法14条1項に違反すると解されることになる（原判決24及び25ページ）。

(4) 犯罪被害者給付金が国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものであることに鑑みると、どのような共同生活関係にある者に同給付金を支給するかという定め方については、立法府にある程度広い裁量が認められるというべきであり、憲法24条は、婚姻が異性間の関係であることを前提としているので、同性パートナーについて、異性パートナー（内縁）と異なる扱いをすることも、立法目的によって許容されるといえる。

もっとも、憲法24条は同性婚を禁止した趣旨とは解されず、性的指向や性自認は自らの意思や努力によって変えることのできない属性であるというべきで、同居している相手方が殺害された場合の精神的苦痛について、少なくとも、同性パートナーであるか異性パートナーであるかという事柄が精神的苦痛の大小を左右する要素となるとは認められないことから、自らの意思や努力によって変えることのできない生物学的基盤による属性の違いによって、結果的に別異の取扱いが生ずることについては、慎重であるべきといえる。

（以上につき、原判決26ページ）

(5) したがって、同性パートナーについて、婚姻自体は認めなくても、法的に

様々な保護をする立法がされ、異性パートナーないし異性婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていた場合には、犯罪被害者給付金の支給において、同性パートナーについて異なる扱いをすることが、立法府の合理的な範囲の裁量権を逸脱したと評価される可能性がある。

しかしながら、国の立法によって同性パートナーについて何らかの法的な保護制度が制定されたわけではなく、同性パートナーについて、異性パートナーないし異性婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていたとは認め難い状況にあることから、犯給法5条1項1号により、同性間の関係であるか異性間の関係であるかによって、犯罪被害者給付金の支給につき、結果的に別異の取扱いが生じていることについて、それをもって、同号の立法目的に合理的な根拠がなく、又は、その手段・方法の具体的内容が立法目的との関連において不合理なものと認めることはできず、憲法14条1項に違反すると認めることはできない。

(以上につき、原判決26ないし28ページ)

4 上告人の上告理由の要旨

上告人が犯給法に基づき遺族給付金の支給を申請した事案について、同法5条1項の「遺族」たる同項1号の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」には同性間の共同生活関係は含まれないとして、本件処分の取消請求を棄却した第1審判決が相当であるとして、上告人の控訴を棄却した原判決には、憲法14条1項の解釈を誤った憲法違反がある（上告理由書第2・6ないし32ページ）。

(1) 自らの意思や努力により変更することのできない性別又は性的指向に基づく別異取扱いをすべき合理的理由が存在しないこと

原判決の解釈によれば、犯給法5条1項1号は申請者の性的指向又は性別を支給要件として、これらに基づき別異取扱いを行うものであり、このような別異取扱いが合理的根拠を有するといえるのは、その別異取扱いをする目

的が重要な法益の保護にあり、当該目的と別異取扱いとが実質的に関連していくにやむを得ないといえる場合に限られる。しかし、本件では遺族給付金の支給において申請者の性的指向又は性別に基づき別異取扱いをする目的が特定されておらず、「重要な法益」の保護にあるとはいえない。(上告理由書第2の2(1)イ(ア)及び同第2の2(2)・8ないし10、17ないし19及び26ページ)

(2) 本件別異取扱いによる被侵害権利利益が重大であり広範な立法裁量を認めることはできないこと

犯給法の遺族給付金は、恩恵性が否定され権利性が強調され、制度が拡充されてきた経緯からしても、もはや単なる恩恵的な見舞金ではなく損害賠償請求権としての性質をも有する重大な権利利益である。また、同性間の共同生活関係を遺族給付金の支給対象から排除する要件を犯給法に読み込むことは、同性愛に対する偏見を再生産し、同性愛者等の尊厳をも傷つける重大な人格権侵害をもたらす。したがって、支給要件につき、性的指向又は性別に基づく別異取扱いをも容認するほど広範な立法裁量を認めることはできない。(上告理由書第2の2(1)ウ及び同第2の2(2)ウ(ア)・12ないし14及び20ないし23ページ)

(3) パートナーが殺害された場合に同性間の共同生活関係を異性間の共同生活関係と同等に取り扱うべきとする社会的な意識が醸成されていること

平成14年には政府が同性愛者への差別の解決に資する施策を検討すると閣議決定し、以後、法務省により性的指向を理由とする差別の解消が呼びかけられている。また、平成20年には我が国が共同提出した「性的指向及び性自認に関する宣言」が国連総会で採択された。平成24年以降、地方自治体でパートナーシップ制度が続々と作られ、同性同士の共同生活関係を契約上の「配偶者」として取り扱う民間企業が多くなり、平成29年5月には日本経団連が企業内福利厚生において同性パートナーを配偶者として取り扱う

ことを提言し、平成27年や平成29年の世論調査でも同性カップルの法的保障を求める意見が多数を占めていた。その後もこうした傾向は更に強まっている。こうした社会の状況からすれば、本件処分時である平成29年12月22日時点で、少なくともいわゆる事実婚関係として同性間の共同生活関係を異性間の共同生活関係と同等に保護すべきとする社会的意識が醸成されていた。(上告理由書第3・32ないし47ページ)

5 被上告人の主張の要旨

(1) 犯給法5条1項1号の規定が憲法14条1項に違反するものではないこと

ア 憲法14条1項適合性の判断枠組み

憲法14条1項は、法の下の平等を定めており、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきであるところ、立法行為又は立法不作為の憲法14条1項適合性に関し、当該取扱いにおける区別に「合理的な根拠」があるかどうかについては、立法府に合理的な範囲の裁量判断が認められることを前提にして、その広狭に応じ、立法目的の合理性、目的達成のための手段・方法の合理性を具体的に検討して判断すべきである。

イ 犯罪被害給付制度の目的

犯罪被害給付制度は、現在の法秩序の下で、犯罪被害者が人的被害を受けながら、他の原因による被害の場合と異なりその救済が法制度上全く考慮されていないこと等が不均衡であり、これらのは是正を図る必要があることから立法化されたものであるから、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することに、その本質があると解され、しかも、同制度の立法化によって初めて国民に一定の権利・利益が付与されるという創設的・授権的な制度である。

そして、犯罪被害者給付金は、いわば社会連帯共助の精神をもって、犯罪被害者の被害の緩和を引き受けようとするものであるから、上記の犯罪

被害給付制度の本質に照らしても、損害の補填自体を主たる目的とするものではなく、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものと解するのが相当である。

ウ 犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定については、立法府に広範な裁量が認められること

前記イの犯罪被害給付制度の本質及び犯罪被害者給付金の法的な性格からすれば、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件等については、国民感情を含めた社会状況等を十分に踏まえて判断をする必要があり、そのためには、国民的議論が不可欠であるという意味で、民主的なプロセスに委ねることによって判断されるべき事柄である。しかも、国的一般財源によって行われる犯罪被害給付制度の実現は、国の財政事情に左右されるところが大きいこと等をも併せ考慮すると、同制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件等の決定については、専ら立法府の政策判断（立法政策）に委ねられるべき事柄であり、立法府に広範な裁量が認められると解するのが相当である。したがって、上記決定に係る規定が憲法14条1項に違反するとして違憲となるのは、立法目的に合理性がなく、又はその立法目的達成のための手段・方法が著しく合理性を欠くなど、立法府の当該裁量判断が、その裁量権限が付与された趣旨、目的に照らしてその裁量の範囲を明らかに逸脱し、又はこれを明らかに濫用したといえる場合に限られるというべきである。

エ 犯給法5条1項1号の立法目的に合理性があること

犯給法5条が、遺族給付金の支給を受けるべき遺族の第一順位とした犯罪被害者の配偶者に「婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を含むとしたこと（1項1号、3項）は、我が国の民法が法律婚主義を採用していることに鑑み（739条1項）、第一次的に

は死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者が遺族給付金の受給権者とされるべきであるものの、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者（すなわち、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活と認められる事実があったにもかかわらず、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められない場合）をも保護しようとするものである。犯罪被害給付制度の本質及び犯罪被害者給付金の目的が、社会連帯共助の精神に基づいて、租税を財源として遺族等に一定の給付金を支給し、我が国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することにあることに鑑みると、犯給法5条1項1号が、民法が法律婚主義を採用していること（739条1項）を踏まえて、第一次的に死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者を遺族給付金の受給権者としつつ、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者をも受給権者としたことは、私法の一般法である民法の規定に基づく婚姻法秩序に適合しているという意味において、法制度全般の信頼確保に資するものであるから、立法目的として十分な合理性が認められるというべきである。

オ 本件別異取扱いが犯給法5条1項1号の立法目的達成の手段・方法として合理性を有すること

我が国においては、婚姻法秩序として、婚姻関係や夫婦の概念が、男女の関係を前提としており、同性同士における婚姻関係は想定されていないことからすれば、犯給法5条1項1号の規定により、法律上の婚姻関係と同視することができない同性カップルが保護の対象とはならず、異性パートナーと同性パートナーとの間で給付金の受給の可否に差異が生ずるとしても、このことは、民法に基づく婚姻秩序が男女の関係を前提とし、同性同士の婚姻関係を想定しないという現行の法制度に適合するものであるから、立法目的を達成する手段として合理性を有するといえる。そして、同

性パートナーをめぐる近時の状況をみても、同性間の共同生活関係を、異性間の共同生活関係ないし婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていたということはできないから、犯給法5条1項1号が異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に対してのみ遺族給付金を支給する旨定めていること、及び同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に遺族給付金を支給する制度が設けられていないことは、同号の立法目的達成の手段・方法として合理性を有するというべきである。

したがって、本件別異取扱いは、立法府に与えられた裁量を明らかに逸脱し又は濫用した場合に当たらない。

ア 犯給法5条1項1号は憲法14条1項に違反するものではないこと

そうすると、異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者には犯給法5条1項1号の規定に基づく遺族給付金の支給が認められるのに対し、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者には遺族給付金の支給が認められないという取扱いが、異性愛者と同性愛者との間に性的指向による差異を結果的に生じさせているとしても、合理的な根拠を欠く差別的取扱いに当たるということはできないから、同規定は憲法14条1項に違反するものではない。

(2) 上告人の上告理由の主張には理由がないこと

犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」には同性間の共同生活関係にあった者が含まれないとする取扱いが憲法14条1項に違反するものでないことは、上記(1)で述べたとおりであるが、上告人が上告理由として挙げた各点も、いずれも理由がない。

ア 犯給法5条1項1号は、遺族等に一定の給付金を支給し、我が国の法制度全般に対する国民の信頼を確保するという犯給法の目的の下、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係にある者及びこれと同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者をも保護するという立法目的が合

理性を有すること、本件処分当時の我が国における法体系全般において、異性婚を前提とし、同性間の婚姻を想定していないという婚姻法秩序があり、同性間の共同生活関係を、異性間の共同生活関係ないし婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていたとはいえないことからすると、同号が遺族給付金の受給権者に同性間の共同生活関係にあった者を含めないとすることは、上記立法目的に照らし、それを達成する手段・方法として合理性を有することがいずれも明らかである。したがって、同号の立法目的が特定を欠くとか、同立法目的が重要な法益の保護にあるとはいえないとの前記4(1)の上告人の主張は理由がない。

イ 犯罪被害給付制度に基づく給付金は、損害の補填自体を主たる目的とするものではなく、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものと解するのが相当であり、数次にわたる犯給法の改正により、給付金の額の引上げが行われた経過を踏まえても、一種の見舞金的な性格は変わらない。権利・利益としての性質を有するものとなつたとして、その侵害の大きさを強調する前記4(2)の上告人の主張は理由がない。

ウ 本件処分当時、事実婚関係として同性間の共同生活関係を異性間の共同生活関係と同等に保護すべきとする社会的意識が醸成されていたかについては、原判決が、「国の立法によって同性パートナーについて何らかの法的な保護制度が制定されたわけではなく、同性パートナーについて、異性パートナーないし異性婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていたとは認め難い状況にある。」(原判決27ページ)と判示するとおりであり、前記4(3)の上告人の主張は理由がない。

第3 犯給法5条1項1号の規定は憲法14条1項に違反するものではないこと

1 はじめに

犯給法 5 条 1 項 1 号括弧書きは、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」（異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者）を遺族給付金の受給権者として規定するところ、その一方で、犯給法は、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者を遺族給付金の受給権者とする規定を置いていないから、犯給法に基づく遺族給付金の受給について、異性パートナーか同性パートナーかによりその取扱いに差異（本件別異取扱い）が生じることになる。

そこで、以下、本件別異取扱いが憲法 14 条 1 項に違反しないことについて詳述する。

2 犯罪被害給付制度の目的に照らせば、同制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定について立法府の広範な裁量が認められること

(1) 憲法 14 条 1 項適合性の判断枠組み

憲法 14 条 1 項は、法の下の平等を定めており、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきであるところ（最高裁昭和 39 年 5 月 27 日大法廷判決・民集 18 卷 4 号 676 ページ、最高裁昭和 48 年 4 月 4 日大法廷判決・刑集 27 卷 3 号 265 ページ等）、立法行為又は立法不作為の憲法 14 条 1 項適合性に関しては、当該取扱いにおける区別に「合理的な根拠」があるかどうかについて、立法府に合理的な範囲の裁量判断が認められることを前提にして、その広狭に応じ、立法目的の合理性、目的達成のための手段・方法の合理性を具体的に検討して判断すべきであり、判例は、こうした基本的な判断枠組みを示していると考えられる（加本牧子・最高裁判所判例解説民事篇平成 27 年度 661 ページ）。

そこで、以下、犯給法及び同法 5 条 1 項 1 号の立法目的、目的達成のための手段・方法がいずれも合理的であることを明らかにする。

(2) 犯罪被害給付制度の目的

ア 犯罪被害給付制度創設の経緯

犯給法に改正される前の犯罪被害者等給付金支給法（以下「旧法」という。）が昭和55年に制定され、犯罪被害者に対する救済制度（犯罪被害給付制度）が創設された経緯は、以下のとおりである。

すなわち、旧法制定前の状況として、殺人や傷害のような他人の悪質な犯罪行為によって死亡した者の遺族や重大な人身被害を受けた者は、大きな精神的・経済的打撃を被るが、加害者が無資力であるなどのため、民法上の不法行為に基づく損害賠償の制度では救済されないという状況が大部分を占めていた。このような実情は、当時、交通事故、労災事故等の他の原因による人身被害について、自動車損害賠償保障法、労働者災害補償保険法等による救済制度が充実してきたこととの対比において、社会的に顕著な不均衡感をもたらすとともに、他面、刑事政策思想の変化に伴い加害者の刑事司法手続上の処遇が改善され、社会復帰のための諸施策が推進されてきたこととの対比において、多大の不公平感を生み、その結果、故意の犯罪行為の被害者について何らの制度的な救済措置も講じられないまま放置されていることが問題視されるようになった。

このような認識は、犯罪による人身被害に対して国が一定の給付を行う制度の諸外国における実施状況、更には昭和49年の三菱重工ビル爆破事件の発生等を契機とした世論の高まりと相まって、犯罪被害給付制度の創設を求める具体的な検討段階へと進むこととなり、最終的には、昭和55年2月に「犯罪被害者等給付金支給法案」が閣議決定され、第91回国会上程、同年4月23日に可決成立、同年5月1日に法律第36号として公布されることとなった。

（以上につき、乙第19号証4ないし11ページ、乙第20号証57及び58ページ）

イ 犯罪被害給付制度の目的

犯罪被害給付制度の性格については、①犯罪被害による精神的・経済的打撃を救済するものという意味での「福祉政策」（なお、「社会福祉的な要素」、「福祉的効果」といわれることもある（乙第6号証2ページ4段目、同23ページ2段目。）、②他の分野におけるものと同様に、不法行為制度の実効を確保するためのものという意味での「不法行為制度の補完」、及び③犯罪者の処遇の改善との関係上必要なものという意味での「刑事政策」という三つの要素が挙げられる。犯罪被害給付制度の性格は、これら三つの要素を総合・包含したものとして理解されるが、前記アの同制度創設の経緯で述べたとおり、同制度は、現在の法秩序の下で、犯罪被害者が人的被害を受けながら、他の原因による被害の場合と異なりその救済が法制度上全く考慮されていないこと等が不均衡であり、その是正を図る必要があることから立法化されたものであるから、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することに、その本質があると解される（乙第19号証14ページ、乙第20号証58及び59ページ）。しかも、同制度は、立法化によって初めて国民に一定の権利・利益が付与されるという創設的・授権的な制度である。

この点については、旧法の法案審議がされた第91回国会衆議院地方行政委員会において、政府委員（当時の警察庁刑事局長）が、「この制度は要するに、故意の犯罪行為という他人の悪質な行為によりまして、不慮の死亡または重障害というような重大な被害を受けたにもかかわらず、被害者または遺族が事実上不法行為による損害賠償を受けられずに、何らの救済もない事例が多いという現状を社会全体として放置しておけない、こういう観点から、これら遺族等の精神的、経済的な安定に資するために国が一定の給付金の支給を行おうという制度」であり、「この制度の性格というのは、一つは、国のそうした不法行為制度というものが十分に機能していない、やはりこれの実質化を図っていく必要がある、さらには、一種の

広い意味での福祉政策という立場もございますし、もう一つは、やはり犯罪対策という面があるわけでございまして、そういうものを総合した施策であると説明した上で、「その中で何といつても中心になりますのは、やはり国の法制度というものに対する国民の不信感を除去したい、つまり、犯罪によって被害者の権利が失われ、それがそのままになっておる、そうしたいわゆる法秩序が一種のへこんだような状態にあることに対して国民の持つ不信感というものをやはり回復してまいり、こういうことに置いておるわけでございます。」と説明しているところである（乙第6号証2ページ3段目）。

ウ 犯罪被害給付制度に基づく給付金の性格

犯給法3条の規定内容から明らかなどおり、犯罪被害者給付金は、国が支給するものである。すなわち、同給付金に関する事務は、国の事務として処理されるものであり、同給付金及び同給付金に関する事務の処理に要する経費は、全て国庫で支弁される。

国が犯罪被害者給付金を支給する趣旨は、国自らの「賠償」でないことはいうまでもないが、国が一般財源をもって犯罪被害者に対する救済制度を行うこととしたのは、加害者側について原因者負担の原則による制度の創設が考えられないこと（殺人、傷害等の故意の犯罪行為について、加害者側に責任保険等による損害賠償能力をつけさせることは、理論的に不可能である。）、及び被害者側について社会保険による制度の創設が現実的ではないこと（犯罪被害者となり得る者から一定の掛金を徴収してこれを財源とし、保険的な方法によって社会保障としての救済措置を講じることは、保険料の徴収事務その他事務に要する経費を考えると現実的なものではない。）の二つの理由に基づくものであって、むしろ国民の全体が応分に負担している税金を税源とした制度の創設が適当であると考えられたことによる。

このように、犯罪被害者給付金は、故意の犯罪行為による被害を受けた者又はその遺族が、民法上は不法行為制度がありながら、事実上損害賠償を受けられない場合が多いという状況を前提として、いわば社会連帯共助の精神をもって、社会的に気の毒な立場にある犯罪被害者の被害の緩和を引き受けようとするものであるから、前記イの犯罪被害給付制度の本質に照らしても、損害の補填自体を主たる目的とするものではなく、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものと解するのが相当である。

(以上につき、乙第19号証13ページ、乙第20号証59及び60ページ、乙第21号証9及び10ページ)

(3) 犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定については、

立法府に広範な裁量が認められること

前記(2)のとおり、犯罪被害給付制度は、損害の補填自体を主たる目的とするものではなく、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することをその本質とし、主たる目的とするものであり、その立法化によって初めて国民に一定の権利・利益が付与されるという創設的・授権的な制度であって、かかる制度に基づく犯罪被害者給付金も、法制度全般に対する国民の信頼の確保を主たる目的とする見舞金的な性格を有するものであるから、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件等については、国民感情を含めた社会状況等を十分に踏まえて判断する必要があり、そのためには、国民的議論が不可欠であるという意味で、民主的なプロセスに委ねることによって判断されるべき事柄にほかならない。しかも、国的一般財源によって行われる犯罪被害給付制度の実現は、国の財政事情に左右されるところが大きいこと等をも併せ考慮すると、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件等の決

定については、専ら立法府の政策判断（立法政策）に委ねられるべき事柄であり、立法府に広範な裁量が認められると解するのが相当である。そして、上述の犯罪被害給付制度の法的性格や本質及び犯罪被害者給付金の法的性格からすれば、同制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件の決定等についての立法府による裁量判断は尊重されるべきものであるから、上記決定に係る規定が憲法14条1項に違反するとして違憲となるのは、立法目的に合理性がなく、又はその立法目的達成のための手段・方法が著しく合理性を欠くなど、立法府の当該裁量判断が、その裁量権限が付与された趣旨、目的に照らしてその裁量の範囲を明らかに逸脱し、又はこれを明らかに濫用したといえる場合に限られるというべきである。

以下、犯給法5条1項1号が、上記観点に照らして憲法14条1項に違反しないことを明らかにする。

3 犯給法5条1項1号は憲法14条1項に違反するものではないこと

(1) 犯給法5条1項1号の立法目的に合理性があること

遺族給付金は、犯罪被害が死亡である場合に、第一順位遺族に対して支給されるものであるが（犯給法4条1号参照）、犯給法5条は、まず、遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲を定めるとともに（1項、2項）、次にその範囲内の遺族の誰が第一順位遺族となるかを定めている（3項、4項）。

遺族の範囲及び遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位については、労働者災害補償保険法その他の法令による給付制度においてもそれぞれの趣旨、目的等に照らし、民法上に規定する親族関係の遠近の程度、通常における生活関係上の緊密さの程度等を勘案し、一定の範囲及び順位が規定されているところであり、犯給法においても、犯罪被害給付制度の目的及び犯罪被害者給付金の性格に照らし、同様の要素を勘案した上で定められている。

（以上につき、乙第21号証20ページ）

そして、犯給法5条は、遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位について、犯罪被害者の配偶者を第一順位とし、この配偶者に「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を含むとしているところ（1項1号、3項）、これは、我が国の民法が法律婚主義を採用していることに鑑み（739条1項）、第一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者が遺族給付金の受給権者とされるべきであるものの、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者（すなわち、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活と認められる事実があったにもかかわらず、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められない場合）をも保護しようとするものである（乙第20号証81及び85ページ）。

前記2(2)のとおり、犯罪被害給付制度は、社会連帯共助の精神に基づいて、国費をもって被害者に一定の給付金を支給し、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とするものである。そうすると、犯給法5条1項1号が、民法が法律婚主義を採用していること（739条1項）を踏まえて、第一次的に死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者を遺族給付金の受給権者としつつ、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者をも受給権者としたことは、私法の一般法である民法の規定に基づく婚姻法秩序に適合しているという意味において、法制度全般の信頼確保に資するものであるから、立法目的として十分な合理性が認められるというべきである）。

(2) 本件別異取扱いが犯給法5条1項1号の立法目的達成の手段・方法として 合理性を有すること

我が国においては、婚姻法秩序として、婚姻関係や夫婦の概念が、男女の関係を前提としており、同性同士における婚姻関係は想定されていない。そ

うすると、犯給法5条1項1号が、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者を保護することにより、法律上の婚姻関係と同視することができない同性カップルが保護の対象とはならず、異性パートナーと同性パートナーとの間で遺族給付金の受給の可否に差異が生ずる（本件別異取扱い）としても、このことは、民法に基づく婚姻秩序が男女の関係を前提とし、同性同士の婚姻関係を想定しないという現行の法制度に適合するものであるから、他の法制度に適合的な制度とすることによって法制度全般に対する信頼を確保するという立法目的を達成する手段・方法として合理性を有するといえる。

この点に関し、同性パートナーをめぐる近時の状況において上記判断に影響を与えるものがないかについても念のため検討する。我が国においても、地方公共団体において同性パートナーシップに関する公的認証制度が導入されるなどの動きが見られるところ、こうした一連の取組は、未だ同性間の共同生活関係についての社会一般の理解が十分に進んでいないために、その理解を推し進めるべく行われているものと解するのが合理的であり、その内容を見ても、地方公共団体において同性同士が一定の関係にあること又はその旨の宣誓をしたことの証明を行うことにとどまるものが多く、直接的な法的効果は付与されていないのであって、婚姻関係を男女間の関係とする婚姻法の規律に影響を及ぼすような制度設計がされるには至っていないといった状況にあって、現在においても、相当数の地方公共団体においては同性パートナーシップに関する公的認証制度は設けられておらず、また、地方公共団体や民間企業における人事関連制度や民間企業における各種サービスの下で同性間の共同生活関係を異性間のものと同様に扱う取組も依然として地方公共団体や民間企業に広く浸透しているとまではいい難い。さらに、平成29年ないし平成30年には、経団連等の団体により性的少数者の実情や国内外の情勢等を踏まえて同性同士で共同生活関係にある者らに対する具体的な取組

や同性婚の法制化に関する提言が行われ、令和元年6月3日に立憲民主党等の野党3党により同性婚を認めることを内容とする民法の改正案が国会に提出されるなどの動きが見られるものの、同性婚の法制化が実現する具体的なめどが立つに至っているとまではいえない。このような諸事情に照らすと、本件処分当時の我が国において、犯罪被害給付制度を含む法体系全般において、婚姻関係や夫婦の概念が、男女の関係を前提としており、同性同士における婚姻関係は想定されていないという婚姻法秩序が存在していたのであって、同性間の共同生活関係を、異性間の共同生活関係ないし婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていたということはできない。以上に述べた近時の状況等を考慮しても、犯給法5条1項1号が遺族給付金の受給権者の範囲を前記(1)のとおり定めることが、立法目的に照らし、それを達成する手段・方法として合理性があるとの上記結論を左右するに足りるものではない。

以上によれば、犯給法5条1項1号の規定が異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に対してのみ遺族給付金を支給する旨定めていること、及び同法において同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に遺族給付金を支給する規定が設けられていないことは、同号の規定の立法目的達成の手段・方法として合理性を有するというべきである。

(3) 小括

以上のとおり、犯給法5条1項1号の立法目的は、その立法経緯及び規定内容からして、我が国の民法が法律婚主義を採用していること(739条1項)に鑑み、第一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者が遺族給付金の受給権者とされるべきであるものの、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者をも保護するということにあり、我が国の法制度全般に対する国民の信頼の確保を主たる目的とする見舞金的な性格という点に照らして合

理的な根拠があり、立法目的は合理的なものというべきである。そして、異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に対してのみ遺族給付金を支給する旨定めている犯給法5条1項1号の内容及び同法において同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に遺族給付金を支給する規定を設けていないことは、同号の立法目的に照らし、それを達成する手段・方法として合理性を有するのであり、著しく合理性を欠くとはいえない。したがって、犯給法5条1項1号の規定が、立法府に与えられた裁量の範囲を明らかに逸脱し、又はこれを明らかに濫用した場合に当たるということはできない。

そうすると、異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者には犯給法5条1項1号に基づく遺族給付金の支給が認められるのに対し、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者には遺族給付金の支給が認められないという本件別異取扱いが、同性愛者と異性愛者との間に性的指向による差異を結果的に生じさせているとしても、合理的な根拠を欠く差別的取扱いに当たるということはできないから、同号は憲法14条1項に違反するものではない。

第4 上告人の上告理由の主張には理由がないこと

- 1 自らの意思や努力により変更することのできない性別や性的指向に基づく別異取扱いをすべき合理的理由が存在しないという主張について

(1) 上告人の主張

上告人は、犯給法5条1項1号が、申請者の性的指向又は性別を支給要件として、これらに基づき別異取扱いを行うことが合理的根拠を有するといえるためには、その目的が重要な法益の保護にあり、当該目的と別異取扱いとが実質的に関連していて真にやむを得ないといえる場合に限られるところ、本件では遺族給付金の支給において申請者の性的指向又は性別に基づき別異取扱いをする目的が特定されておらず、重要な法益の保護にあるとはいえないと主張する（上告理由書第2の2（1）イ（ア）、第2の2（2）ア、イ

及びカ・8、9、17ないし19及び26ページ)。

(2) 被上告人の反論

ア 犯給法及び同法5条1項1号の立法目的に照らし、それを達成する手段・方法として、同号が遺族給付金の受給権者の範囲に同性間の共同生活関係を含めないことが合理性を有するものであること

犯給法5条1項1号の立法目的は、前記第3の2及び3で述べたとおり、社会連帯共助の精神に基づいて、遺族等に一定の給付金を支給し、国の法制度全般に対する国民の信頼を確保するという犯給法の立法目的の下、我が国の民法が法律婚主義を採用している(739条1項)ことに鑑み、第一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者が遺族給付金の受給権者とされるべきであるものの、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者をも保護するということにより、我が国の法制度全般に対する信頼を確保するということにあり、十分な合理性を有するものであって、立法目的が特定されていないという上告人の主張は当たらない。

そして、本件処分当時の我が国において、犯罪被害給付制度を含む法体系全般において、婚姻法秩序として、婚姻関係や夫婦の概念が、男女の関係を前提としており、同性同士における婚姻関係は想定されておらず、社会的な状況等をみても、同性間の共同生活関係を、異性間の共同生活関係ないし婚姻関係と同視することが要請される状況にあったということはできない。したがって、犯給法5条1項1号が遺族給付金の受給権者の範囲に同性間の共同生活関係を含めないことは、同号の立法目的に照らし、それを達成する手段・方法として合理性を有することは明らかであり、重要な法益の保護を目的としているという上告人の主張は理由がない。

本件別異取扱いは、我が国の婚姻法秩序に従った上記立法目的と同立法目的達成のための手段・方法として犯給法5条1項1号が規定された結果

として、異性愛者と同性愛者との間で遺族給付金の支給の有無の点において、結果的に異なる取扱いが生じていると位置づけられるべきものであつて、同号自体がこのような異なる取扱いをする目的で規定されたというものではなく、上告人の主張はこれらの点を混同するものである。

イ 憲法24条を含む他の多数の法令において規定されている同様又は類似の規定の解釈とも整合すること

犯給法5条1項1号の立法目的は前記第3の3(1)で述べたとおりであるが、犯給法は、遺族給付金の支給対象となる「遺族」の範囲及び順位について、いずれも私法（民法）上の概念（いわゆる借用概念）をもってその範囲を画している。このような概念については、必ずしも私法（民法）上の概念と同一のものとみなければならぬものではなく、各法律（本件では犯給法）の理念や目的に照らして一定の異なる解釈を採用する余地があることは否定されないものの、法的安定性の見地等に照らし、各法律の明文又はその趣旨から明らかな場合は別として、原則として、私法（民法）上における概念と同義に解すべきであり、そのように解することが、法制度全般に対する信頼を確保するという犯罪被害給付制度の目的にも合致するというべきである。

そして、憲法24条は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定し、これを受けて民法が規定する婚姻関係は、異性間の関係に限定されており、同性間の共同生活関係は、「婚姻」に該当する余地がない。

そうすると、犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」という概念については、法律婚の内容のうちの「婚姻の届出」という要件を欠くものの、それ以外は異性間でのみ成立する法律婚と同様の事情にあった者をいうのであるから、異性間の共同生活関係のうちの内縁（事実婚）関係を対象とする意味と解するほかなく、このことは、他の多数の法令において規定されている同様の又

は類似する規定の解釈とも整合するものである。他方で、内縁関係に同性間の共同生活関係が含まれる可能性がある旨の解釈は、犯給法自体が遺族給付金の支給を受けるべき「配偶者」の範囲を画する概念として借用している民法上の婚姻制度、婚姻法秩序と明らかに抵触するものであり、法制度全般に対する信頼を確保するという犯給法の目的に合致しない解釈である。

2 本件別異取扱いによる被侵害権利利益が重大であるという主張について

(1) 上告人の主張

上告人は、犯給法の遺族給付金は、恩恵性が否定されて権利性が強調されるようになってきており、制度が拡充されてきた経緯からしても、もはや單なる恩恵的な見舞金ではなく損害賠償請求権としての性質をも有する重大な権利利益であり、同性間の共同生活関係を遺族給付金の支給対象から排除する要件を犯給法に読み込むことは、同性愛に対する偏見を再生産し、同性愛者等の尊厳をも傷つける重大な人格権侵害をもたらすものであるから、支給要件につき、性的指向又は性別に基づく別異取扱いをも容認するほどの広範な立法裁量を認めることはできないと主張する（上告理由書第2の2（1）ウ（ア）及び第2の2（2）ウ・13及び20ないし23ページ）。

(2) 被上告人の反論

ア 犯罪被害給付制度に基づく給付金の性格が一種の見舞金的な性格を有すること

前記第3の2(2)のとおり、犯罪被害給付制度は、①「福祉政策」、②「不法行為制度の補完」及び③「刑事政策」という三つの要素を総合・包含したものであり、同制度に基づく給付金は、国民の全体が応分に負担している税金を財源とするものであるから、同給付金に損害の填補としての要素が含まれるとしても、損害の填補自体を主たる目的とするものではなく、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する

国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものと解するのが相当である。

(以上につき、乙第19号証12及び13ページ、乙第20号証49ないし51、59及び60ページ、乙第21号証9及び10ページ)

イ 数次の犯給法の改正によても、見舞金的な性格に変わりがないこと

犯罪被害給付制度に基づく給付金は、旧法制定当初から、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有する一方で、不法行為制度の補完の要素も含んでいるところである。そして、犯給法は、その後、現在に至るまでに、関係する政令も含め数次にわたって改正され、段階的に給付額の引上げが行われ、遺族給付金の額については自動車損害賠償責任保険におけるそれと同様の額にまで引き上げられているが(乙第28号証2及び3ページ、乙第29号証4及び5ページ)、このような犯給法の改正等において、自動車損害賠償責任保険制度を踏まえた給付額の引上げがされてきたということは、犯罪被害給付制度に基づく給付金が有する諸要素のうち、不法行為制度の補完、すなわち損害の填補としての要素も考慮されていることを意味するにとどまり、このことは、同給付金の本質が上記のような意味での一種の見舞金的な性格であることを何ら否定するものではない。

以上のとおり、犯給法の改正等に伴って、犯罪被害給付制度が有する要素のうち、不法行為制度の補完、すなわち損害の填補としての要素も考慮してきたということはできても、犯罪被害給付制度において原因者負担の制度を観念することはできず、給付金の財源が国民の全体が応分に負担している税金であることに変わりはないから、上記の犯給法の改正等を踏まえても、犯罪被害給付制度に基づく給付金が、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保すること

を主たる目的とするという意味での一種の見舞金的な性格がその本質であることに変わりはない。

したがって、犯罪被害給付制度に基づく給付金の法的性格が法改正等により単なる見舞金的な性格ではなく、権利・利益としての性質を有するものとなった旨の上告人の主張は、その前提を欠くものであり、理由がない。そして、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件等の決定については、このような給付金の本質も踏まえ、専ら立法府の政策判断（立法政策）に委ねられるべき事柄であり、立法府に広範な裁量が認められることは、前記第3の2(3)のとおりである。

3 パートナーが殺害された場合に同性間の共同生活関係を異性間の共同生活関係と同等に取り扱うべきとする社会的な意識が醸成されていたという主張について

(1) 上告人の主張

上告人は、平成14年に政府が同性愛者への差別の解決に資する施策を検討すると閣議決定して以降、法務省による差別解消の呼びかけ、平成20年の国連総会における「性的指向及び性自認に関する宣言」の採択、平成24年以降の地方自治体におけるパートナーシップ制度の実施のほか、民間企業でも同性同士の共同生活関係を契約上の「配偶者」として取り扱うなどの取組が進むなどして、平成27年や平成29年の世論調査でも同性カップルの法的保障を求める意見が多数を占めていたなどの社会の状況からすれば、本件処分時である平成29年12月22日時点で、少なくともいわゆる事実婚関係として同性間の共同生活関係を異性間の共同生活関係と同等に保護すべきとする社会的意識が醸成されていたと主張する（上告理由書第3・32ないし47ページ）。

(2) 被上告人の反論

しかしながら、地方公共団体において導入された同性パートナーシップの

公的認証制度の状況や、地方公共団体や民間企業における人事関連制度や民間企業における各種サービスの下で同性間の共同生活関係を異性間のものと同様に扱う取組の状況は、前記第3の3(2)で述べたとおりであって、また、上告人が指摘する同性パートナーに関する国、地方公共団体の各種施策や意識調査の結果等については、原判決が、「本件処分当時においては、同性間の共同生活関係に関する理解が社会一般に相当程度浸透し、差別や偏見の解消に向けた動きが進んでいるとは評価できるものの、同性間の共同生活関係を我が国における婚姻の在り方との関係でどのように位置付けるかについては、いまだ社会的な議論の途上にあり、本件処分当時の我が国において、犯罪被害者給付金制度を含む法体系全般において、同性間の共同生活関係を、異性間の共同生活関係ないし婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていたとは認め難い。」（原判決18及び20ページ、第一審判決29ページ）、「同性パートナーの認証制度や何らかの平等取扱制度を設ける地方自治体が増加し、民間企業において扶養手当等において同性パートナーを配偶者と同様に扱う例が増加しており、国民の意識調査でも同性婚を許容する人の方が、これを否定する人より多数となっている実情等が認められるものの、国の立法によって同性パートナーについて何らかの法的な保護制度が制定されたわけではなく、同性パートナーについて、異性パートナーないし異性婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていたとは認め難い状況にある。」（原判決27ページ）と判示しているとおりであり、上告人の前記(1)の主張は理由がない。

第5 結語

以上のとおり、犯給法5条1項1号の規定は憲法14条に違反するものとは認められず、上告人の主張にはいずれも理由がなく、上告人の控訴を棄却した原判決は相当である。

よつて、本件上告は棄却されるべきである。

以 上

4(行ツ)318 略称語句一覧表 【上告】答弁書

※赤字は原審(二審(一審引用含む))の略語、青字は一審判決の略語、黒字は答弁書案

	略語	全文	書面	ページ
1	本件被害者	原告(控訴人)と共同生活を継続していた男性(殺害された被害者)	一審判決 (二審判決)	2 (2)
2	本件加害者	原告と交際していた別の男性(本件被害者を殺害した加害者)	一審判決	2
3	犯給法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	一審判決 (二審判決)	2 (2)
4	本件申請	原告がした遺族給付金(犯給法4条1項)の支給の裁決の申請	一審判決 (二審判決)	2 (2)
5	本件処分	愛知県公安委員会が原告の本件申請に対してした、遺族給付金を支給しない旨の裁決	一審判決 (二審判決)	2 (2)
6	本件殺害行為	本件加害者が本件居宅において本件被害者の左胸部を持っていた洋刃包丁で1回突き刺すなどし、本件被害者を出血性ショックにより死亡させた行為	一審判決	3
7	同性の犯罪被害者	犯給法2条2項及び3項。犯罪行為により死亡し、又は重傷病を負い若しくは傷害が残った者	一審判決 (二審判決)	3 (3)
8	共同生活関係	交際している者が共同生活を営む関係	一審判決 (二審判決)	4 (3)
9	遺族等	(犯給法における)犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負い若しくは傷害が残った者	一審判決 (二審判決)	4 (4引用)
10	同性婚	同性間の婚姻	一審判決 (二審判決)	4 (4引用)
11	同性パートナー	同性間の共同生活関係における一方	一審判決 (二審判決)	4 (4引用)
12	経団連	一般社団法人日本経済団体連合会	一審判決 (二審判決)	4 (4引用)
13	犯罪被害者給付金	「以下において、同給付金を「犯罪被害者給付金」ということがある。」	二審判決	2
14	本件別異取扱い	同性愛者か異性愛者かによる遺族給付金の受給の差異	二審判決	6
15	上告理由書	上告人(一審原告、原審控訴人)の令和4年11月2日付け上告理由書	答弁書	6